

社会福祉法人からの提言

令和6年8月27日

徳島県社会福祉法人経営者協議会

1 中山間地域や過疎地域における福祉施設の持続可能な運営に向けて

- ・ 人口減少による利用者数の減少が続くと、運営資金の確保が課題となり、施設の経営に影響を及ぼす可能性があることから、福祉施設の運営費や設備更新費用を支援するための補助金や助成金の拡充が必要
- ・ 地域の医療資源が限られているため、医療機関と介護施設の連携が難しく、利用者の健康管理に課題が生じることから、遠隔医療等の導入が必要
社会福祉法人が医療機関を設置することができるよう柔軟な取り扱いの対応
- ・ 交通の便が悪く、利用者や職員の移動が困難であり、訪問介護や通所介護のサービス提供が難しくなることから、地域全体で介護を支える体制整備を行うための地域コミュニティの活性化にむけた施策の実施

2 さまざまな人材確保策について

- ・ 若年層人材流出が進んでいることから、地域の特性やニーズに応じた対策を策定し、地域ごとの人材確保の課題対応や地域の状況に応じた人員配置基準の柔軟な取り扱い対応
- ・ 福祉職就職者の県外流出を防ぐため、県外施設との給与の格差を是正するための施策としての県内福祉職就職者に対する賃金補助金の創設
- ・ 職員等の確保及び定着支援を図るため、賃貸住宅等に入居する職員に対して家賃一部補助事業の創設
- ・ 介護職員初任者研修及び介護福祉士実務者研修の徳島県における無料もしくは、少額の費用での実施による介護人材の確保

3 老朽化に伴う施設の改築・新築及びサブスク等の費用補助について

- ・ 施設の改築、新築に係る補助金の条件緩和（イエローゾーンに立地しない施設への補助など）
- ・ ICT を活用するための改築・新築に対しての補助金の拡充
- ・ 震災（水害）対策としての施設の高層化、緊急入居者受け入れ準備のための改築等への補助金の拡充
- ・ サブスク等の定額ソフト利用に係る費用に対する補助金の創設

4 子ども食堂への運営費補助について

- ・ 物価高による子ども食堂（食事の提供）への運営費補助の支援、拡充

5 保育施設における給食調理員の増員について

- ・ 調理現場においては、離乳食（前期・中期・後期）やアレルギー児対応、書類業務も多くあり、配置基準人数では、有給休暇の取得もままならず、労働基準法対応にも苦慮していることから、給食調理員の人件費補助が必要（保育施設の給食調理員の配置基準は、40人以下であれば1人、40人以上150人までは2人、150人以上は3人とされている）

6 保育施設における配置基準及び配置加算の見直しについて

- ・ 障害福祉サービス受給者証を交付されている子どもが多く、現行の最低基準配置では、保育士の心身の疲労につながり、離職の要因となっていることから、また、今後、超少子化が進む中、保育士不足ではなく、保育士が余剰にでてきた場合の対策としての配置基準及び配置加算の見直し

7 “かかりつけ福祉” 社会福祉法人の位置づけ定着にむけた行政の協力について

- ・ 仕事をしながら家族の介護や支援を行うビジネスケアラーに対する支援についての必要性があることから、地域や企業における社会福祉法人の“かかりつけ福祉”として位置づけ定着にむけての行政の協力

8 県、市町村、社会福祉法人が緊密に連携した、将来の大規模災害にも備える多機関協働の仕組みの構築

(1) 大規模災害に備えた、行政と社会福祉法人等の役割の明確化

- ・ 能登半島地震では、被災後に加速した人材不足で、緊急入所や福祉避難所開設による支援や施設間の応援が困難となったことを踏まえ、施設6団体と県による「災害時における相互応援に関する協定」に基づく支援の実効性を担保するため、県の主導により、発災時の応援・受援体制について、早急に検討・協議を行うこと
- ・ 能登半島地震を経て福祉避難所の運営に関する課題が明確になったことを踏まえ、既存の福祉避難所マニュアルに、福祉避難所における人員配置の考え方や応援職員の確保等に関する事項を盛り込むとともに、県が市町村に助言をするなどして、市町村が福祉避難所等に関する協定の締結や見直しができるようにすること

(2) 災害時に様々な福祉活動を担う人材の育成

- ・ 能登半島地震では、外部支援者の受援に時間を要したこと及び地元でコーディネートを行う人材の不足により、福祉活動が停滞したことを踏まえ、ICT化による情報集約と支援調整が迅速に行えるようにし、DWA Tや災害ボランティアセンター、地域ささえあいセンター等の災害応援と受援の効率化・負担軽減を図るとともに、体制強化に向けた計画を定めて、これらのコーディネートを担う中核的人材を養成する機会を継続的に設けること
- ・ 能登半島地震では、高齢・障がい等の社会福祉施設職員が被災したことに加え、保育施設の長期閉鎖等により、子育て中の職員が出勤できないなど、福祉サービスの提供に関し、大きな支障が生じたことを踏まえ、災害時においても社会福祉協議会や社会福祉施設が業務の継続や拡充をできるよう、高齢・障がい・児童などの種別分野を越えた人材確保の仕組みを構築するとともに、災害時の施策や社会福祉法人の役割・使命、支援の質の向上に関する研修等を県が主体的に実施すること

(3) 災害時でも、行動し飛躍する地域づくりの推進に向けた協力・支援体制の構築

- ・ 地域防災計画や地域福祉活動支援計画などの検証・見直しにあたっては、社会福祉法人等との連携強化のもと、取り組むこと
- ・ 平時から、県と市町村が連携の強化を図りつつ、市町村、社会福祉法人、関係者が連携・協働して個別避難計画づくりと災害時要配慮者等に関する支援が一体的に進められるように情報共有の充実や協議のための場づくり、支援ネットワークの構築、住民の共助を促進する訓練の実施について、県による市町村の関係各課へのバックアップ等を強化すること
- ・ 「災害ボランティアセンター運営」や「地域ささえあいセンター運営」、「施設のBCP策定」「DWA Tのスキルアップ」により、災害発生時の福祉支援対応の強化を図り、平時から市町村や社会福祉協議会、社会福祉施設の体制整備を包括的に支援する「災害福祉支援センター」を県が設置すること

(4) 災害対応を行う社会福祉施設等の業務継続

- ・ 今回の震災では、水道の復旧が遅れ、応急給水のみでは、施設機能の継続等が困難となったことを踏まえ、令和6年度6月補正予算により措置された防災井戸の設置事業を拡充・継続するとともに、地域の拠点病院や福祉避難所を設置する社会福祉施設に防災井戸を優先的に設置する事業について、県から市町村に具体的な提案を行い、しっかりと地域で活用できるよう働きかけること
- ・ 災害時においても社会福祉施設のサービスの継続や拡充が可能となるよう、能登半島地震での課題を検証し、地域の要配慮者支援や関連死防止、受援計画について事業継続計画（BCP）に反映できるように、地域の実情を踏まえた、施設運営に必要な事項などを提示すること